

「ふるさと」の登録に係る制度に関する論点（案）**（1）「ふるさと」となる地方公共団体****検討すべき論点**

- 「ふるさと」の概念をどのように整理するべきか。国民が「ふるさと」という言葉に対して持つ想いは様々であり、その想いを尊重することが重要との見地に立ち、「ふるさと」を制度上限定しないことが適当か。
- 「ふるさと」は基礎自治体である市町村のみを対象とすべきか、それとも広域自治体である都道府県を含めるべきか。
- 登録できる「ふるさと」を1か所に限定するべきか、それとも複数箇所を認めるべきか。

<これまでの検討会における議論等>**第1回検討会における議論**

- ・ 「ふるさと」への想いを政策的にどう捉えるかということを議論すべきではないか。「ふるさと」は感情を持った考え方であり、このような主観的な側面から切り込む必要があるのではないか。

鳥取県日野町の「ふるさと住民票」の取組

- ・ 日野町としては、町に関心を持っていただける者であれば、仮に町以外の市町村に「ふるさと住民」として登録されている者であっても、良いのではないかと考えていた。

【参考】ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

- ・ それぞれの納税者が「ふるさと」という言葉に対して持つイメージや考え方は様々であり、「ふるさと納税」を検討する上で、何より納税者の意思を尊重する観点から、「ふるさと」とすべき地方団体を制度上限定することは適当ではないと考えられる。
- ・ 「ふるさと」となる地方団体は市町村を基本とすべきとの意見も出されたが、納税者には、基礎的自治体である市町村を応援したいと考える人、広域的自治体である都道府県を応援したいと考える人がおり、納税者の意思を尊重するためには、「ふるさと」となる地方団体は都道府県と市町村のいずれかに限定せず、どちらも対象とすべきとの意見が多数となった。

(2) ふるさと登録の考え方

検討すべき論点

- ふるさと登録者を選択する（条件を設ける）ことは困難か。ふるさと登録者に「ふるさと」へ貢献する意思を確認することは必要か。
- 実効性のない登録にならないようにする観点等から、ふるさと登録に期限を設けることが必要か。

<これまでの検討会における議論等>

第1回検討会における議論

- ・ 全ての移住者が入ってくることが良いわけではない。受け入れたくない場合は歯止めをかける手段が必要ではないか。それは国が制度化することや、日野町のふるさと住民票のように関所の役割を果たす仕組みによって、判断する機会が確保されることが必要ではないか。

鳥取県日野町の「ふるさと住民票」の取組

- ・ 登録の対象は、町外に住む町出身者や同町へ出勤、通学している（していた）者、同町へふるさと納税で寄附している者等で申請してきた者であり、申請の際には、日野町との何らかの関わりを記載してもらうこととしている。
- ・ 3年で更新しようと考えているが、これが一定のフィルターとなる。

(3) ふるさと登録者の受益・参加（行政サービス等）

検討すべき論点

- ふるさと登録者を「ふるさと」からの行政サービスを享受する立場でとらえるべきか、「ふるさと」に参加する立場でとらえるべきか。
- 「ふるさと」が提供する行政サービスとしてどのようなものが考えられるか。「ふるさと」との関わりは多様であることから、行政サービスの範囲を全国画一的に決めることは困難か。
- ふるさと登録者の参加としてどのようなものが考えられるか。地域社会の一員として、参加の一部を義務とすることは適当か。

<これまでの検討会における議論等>

第1回検討会における議論

- ・ 地域づくりの担い手は自治体の中に住んでいる人だけではないという考え方をもっと広めるべきではないか。

第2回検討会における議論

- ・ 地域外の住民による資金、労役、知識・知恵の提供が、地域内の内発的エネルギーと結びやすいこと、ここにこそ地域の再生の糸口がある。
- ・ ふるさとへの想いを受け止める仕組みについては、サービスを受け、税を払い、さらに政策的に参加できることが重要ではないか。
- ・ むしろサービスではなく、義務を課したほうがいいのではないか。例えば、町内の荒れた場所の草刈りを年に1回やるとか、そういうことだけでもいいと思う。人というのは、基本的に社会的欲求を満たすことを求めており、誰かの役に立ちたいと思っている。ふるさとの役に立ちたいから、「ふるさと住民票」もつくる。そうであるなら、実感として役に立ったということを感じられることが、非常に重要ではないか。
- ・ 日野町のように交流会なども参加の一つの形ではあるが、「自治」の問題が非常に重要であり、議会のあり方が問われなければいけない。
- ・ 地域へ来る人たちは、やはり地域に関わりたい。何か、町に貢献したいというような方が非常に多い。そういう方が活躍する場所を、きちんと提供するということが、大切なことではないか。

鳥取県日野町の「ふるさと住民票」の取組

- ・ 「ふるさと住民カード」の発行
- ・ 「広報ひの」、各種チラシなどの「ふるさと定期便」を毎月お届け
- ・ 町の計画・政策へのパブリックコメントへの参加
- ・ 町の公共施設の住民料金での利用
- ・ 町内の伝統行事、イベントなどの紹介・案内

【参考】人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成28年3月16日）【第31次地方制度調査会】

- ・ 移住・交流を促すため、東京圏に住む人々が地方圏との絆を維持するための方策として、複数の住所を有することができることとするのは選挙権等の関係から無理があるが、地方圏にある市町村がつながりのある者を把握し、定期的に情報を提供することや地域の課題について意見を求めること等の工夫を行うことは可能である。

【参考】門山政府参考人答弁（平成26年4月22日衆・総務委員会）

- ・ 住所につきましては、民法におきまして、各人の生活の本拠をいうとされておりまして、地方自治法、住民基本台帳法もこれを基本としているわけでございます。
- ・ 具体的な住所の認定につきましては、客観的な居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居住意思を総合して市町村長が決定するというところで、たくさん判例も積み重ねられてきたという事柄でございます。
- ・ 一人の方が二つの住民票を持つという意味での二重の住民票ということにつきましては、一つは、選挙権、被選挙権を二重に持つといったようなことができるのか、やはりそれは適当ではないのではないかと、それから、納税の義務につきましても、住民票の所在地と避難先、二重課税の問題が生じることがないのかどうかといったような問題が大きな問題としてございますことから、制度化は大変難しいというふうに考えております。

(4) ふるさと登録制度の財源（ふるさと登録者の負担等）

検討すべき論点

- 行政サービスを提供する等の財源のため、ふるさと登録者に会費の負担を求めることが必要ではないか。実効性のない登録にならないようにする観点からも会費を必要とするべきか。
- 会費の負担を求める場合、どのような方法で負担するべきか。ふるさと登録は継続的な関係が想定されることをどのように考慮するか。
- 「ふるさと」の取組について財政措置が必要ではないか。ふるさと登録者に着目した財源措置は考えられるか。

<これまでの検討会における議論等>

第1回検討会における議論

- ・ 地元の人がこれまで守ってきた田舎の良さや、自然との向き合い方について、都会の人は有料だと思っていないため、フリーライダー問題が生じる。都会の人はそれをもっと理解し評価する必要がある。

第2回検討会における議論

- ・ ふるさとへの想いを受け止める仕組みについては、サービスを受け、税を払い、さらに政策的に参加できることが重要ではないか。【再掲】

【参考】門山政府参考人答弁（平成26年4月22日衆・総務委員会）

- ・ 一人の方が二つの住民票を持つという意味での二重の住民票ということにつきましては、一つは、選挙権、被選挙権を二重に持つといったようなことができるのか、やはりそれは適当ではないのではないかと、それから、納税の義務につきましても、住民票の所在地と避難先、二重課税の問題が生じることがないのかどうかといったような問題が大きな問題としてございますことから、制度化は大変難しいというふうに考えております。【再掲】

【参考】ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）

- ・ 課税する側の論理だけでなく納税者の意思を尊重する必要があるのではないか、あるいは住所地主義と結びついた受益者負担の原則は、人の移動が少なかった時代の税制であり見直す必要があるのではないか、といった意見もある。
- ・ これらの意見が提起する問題意識はそれ自体大きな意味があるが、他方、住所地の地方団体に課税される納税者と住所地以外の地方団体との間で受益と負担の関係を説明することが困難である以上、住所地以外の地方団体に個人住民税の課税権を法的に根拠付けることはできない。